

CONTENTS

- 1 はじめに/ Introduction
- 2 契約書の重要性
- 3 2026 年 9 月、10 月に発出された主な法令情報（9 月 14 日～10 月 18 日） /
- 4 ご案内
- 5 編集後記

Introduction

本ニュースレターでは、対外的な取引における契約書の重要性についてご紹介します。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、北岡 marikok@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

1. 契約書作成の重要性

(1) 海外拠点における契約管理の課題

本社や日本国内の拠点では、法務部門等が確認した契約書を使用しているが、在インドネシア拠点では、現地担当者間の合意や従来の商慣習に基づいて取引を進めているケースもある。特に、海外拠点では限られた人員で幅広い業務を担当している場合もあり、契約書の作成や管理に十分な時間を確保することが難しいケースも考えられる。また、長年の取引関係があり、これまで大きな問題が生じていない場合には、改めて契約書を作成する必要性が意識されにくいこともある。

しかし、日常の取引が円滑に進んでいるからといって、取引条件が十分に明確になっているとは限らない。担当者間では共通の認識を持っているつもりでも、取引条件の細部について理解が異なっている場合もある。

(2) 口頭契約の有効性と書面化の必要性

インドネシア民法では、契約の有効要件として、当事者の合意、契約締結能力、特定の対象及び適法な原因の 4 つを定めている。一方、すべての契約について書面による締結が義務付けられているわけではなく、契約の種類によっては、口頭による合意であっても有効に成立する場合がある（インドネシア民法第 1320 条、第 1338 条）。

例えば、商品の売買において、当事者間で対象商品及び価格について口頭で合意した場合でも、売買契約が成立することがある（インドネシア民法第 1458 条）。ただし、契約が有効に成立することと、その内容を当事者双方が同じように理解していることは別の問題である。

実際の取引では、納品時期や支払方法、支払期限、商品の不具合が発生した場合の対応、予期しない問題が生じた場合の責任分担など、あらかじめ確認しておくべき事項が数多く存在する。これらの事項について書面による合意がない場合、後日、当事者間で認識の相違が生じた際に、当初の合意内容を確認・証明することが難しくなる可能性がある。

※有期雇用契約（PKWT）など、法令によって書面での作成が求められる契約もあるため、契約の種類に応じた確認が必要である（2023 年法律第 6 号による改正後の労働法第 57 条）。

本稿では、契約書を作成することによる実務上のメリットを整理するとともに、契約書の作成及び運用にあたって留意すべき点を紹介する。

2. 契約書の整備がもたらす実務上のメリット

(1) 取引条件の明確化とトラブルの軽減

契約書を作成せず、担当者間の認識や従来の取引慣行に基づいて取引を継続している場合、取引条件が十分に明確になっていないことがある。

例えば、商品の売買契約では、納期、代金、支払条件、検収方法、商品の不具合が発生した場合の対応などが重要となる。また、契約違反が生じた場合の責任分担や契約を終了する際の条件についても、あらかじめ

整理しておくことが望ましい。これらの事項が明確に定められていない場合、問題が発生した際に当事者間で対応方針が一致せず、解決までに時間を要する可能性がある。相手方に対応を求めても、合意内容について見解が異なれば、交渉が長期化し、追加費用の発生や業務の遅延など、当初想定していなかった負担が生じるおそれがある。一方、契約書によって取引条件や問題発生時の対応方法を明確にしておけば、当事者間の認識の相違を減らすことができる。また、問題が発生した場合にも、合意した条件を共通の基準として、対応方法を検討しやすくなる。

契約書を作成することで、すべてのトラブルを防止できるわけではないが、紛争の発生リスクや問題解決に伴う負担を軽減することが期待できる。

(2) 本社への報告、社内管理及び業務引継ぎの円滑化

契約書を作成していない取引では、取引の経緯や詳細な条件を現場担当者のみが把握している場合がある。また、複数の担当者がそれぞれ一部の業務を担当していることにより、取引条件の全体像が社内で十分に共有されていないことも考えられる。このような状況では、日本本社や他部門が取引内容を把握することが難しく、問題が発生した際に、合意内容や経緯を根拠資料とともに説明するための追加的な作業が必要となる。

契約書が整備されていれば、問題となっている条項や当事者の権利義務を確認し、契約上想定されている対応で解決できるのか、あるいは個別の協議が必要となるのかを検討しやすくなる。また、本社への報告や社内での意思決定においても、契約書を共通の資料として活用することができる。

さらに、契約書は、担当者の異動や退職に伴う業務引継ぎにおいても重要な役割を果たす。担当者間の口頭での合意や過去のやり取りのみに依存している場合、担当者の変更によって取引条件や合意の経緯が分からなくなることもある。これに対し、契約内容が書面で整理され、適切に管理されていれば、後任者も取引条件を確認しやすくなり、業務の継続性を確保しやすくなる。

日々の取引が滞りなく進んでいる場合でも、契約内容を適切に記録・管理しておくことは、将来の問題への備えとなるだけでなく、社内管理の効率化にも寄与するといえる。

3. 契約書作成時の留意点

(1) インターネット上のひな型や AI を利用する際の留意点

契約書を作成する際、インターネット上で公開されているひな型や AI を利用することも一つの方法である。ひな型は、一般的な契約条項を把握し、契約書の基本的な構成を検討するうえで有用である。また、AI を利用することで、取引内容に応じた条項の作成や、既存の契約書の修正案を検討することも可能となっている。もっとも、多くのひな型は幅広い取引への利用を想定して作成されており、個別の企業や取引の事情が十分に反映されているとは限らない。そのため、会社名や契約日、金額などを変更するだけでは、実際の取引内容に適さない条項が残ったり、必要な規定が不足したりする可能性がある。

AI を利用する場合にも、まず、業務上の情報を入力することが社内規程等で認められているか、秘密情報や個人情報の取扱いに問題がないかを確認する必要がある。また、AI によって生成された契約条項が、実際の取引や適用法令に適合しているとは限らない。必要な条項が不足していたり、当事者間で解釈が分かれる表現が用いられたりする可能性もあるため、担当者等が内容を確認することが重要である。

例えば、契約条項が十分に具体化されていない場合、以下のようなケースが想定される。

① 納品期限に関する認識の相違

契約書に「指定日までに商品を引き渡す(Penyerahan barang)」とのみ記載され、具体的な引渡場所や引渡条件が明確になっていなかったため、売主は指定日までに商品を発送すればよいと考えていた一方、買主は同日までに指定場所へ商品が到着するものと理解しており、納期をめぐって認識の相違が生じた。

② 継続的な取引における価格改定

継続的な売買契約において、価格改定の条件や手続が明確に定められていなかったため、原材料費や輸送費の上昇を理由として売主が価格改定を求めたものの、買主がこれに応じず、協議が難航し、納期にも影響が生じた。

③ 契約終了の通知期限

賃貸借契約等において、「当事者の一方は、相手方に通知することにより契約を終了できる」とのみ規定されていたため、契約終了の直前に通知がなされた。通知期限や契約終了日が明確に定められていなかったことから、相手方が移転や代替取引の準備に十分な時間を確保できず、対応に支障が生じた。

以上のように、契約書を作成していても、その内容が不明確であれば、当事者間で認識の相違が生じる可能性がある。ひな型や AI を利用する場合にも、実際の取引の流れや当事者間の役割分担に照らし、各条項が具体的かつ明確に定められているかを確認することが重要である。

(2) 契約書の使用言語に関する留意点

インドネシアで契約書を作成する場合には、契約書の使用言語にも注意が必要である。インドネシアでは、インドネシアの民間企業等が当事者となる契約について、インドネシア語の使用が法令上義務付けられている。また、外国当事者が関与する場合には、外国当事者の母国語及び／又は英語による契約書も作成することが定められている(2009 年法律第 24 号第 31 条、2019 年大統領規則第 63 号第 26 条)。そのため、日本語や英語を用いて契約書を作成する場合には、インドネシア語版の作成についても確認する必要がある。

複数の言語で契約書を作成する場合には、各言語間で条項の内容に相違がないかを確認するとともに、解釈に相違が生じた場合に適用する言語を明確にしておくことが望ましい。

(3) 契約書作成に伴う負担とその意義

契約書の作成には、取引条件の整理、相手方との調整、条項の確認など、一定の時間と労力を要する。また、契約内容を書面で定めることにより、取引の柔軟性が損なわれるのではないかと懸念されることもある。

しかし、契約書は、一方の当事者の利益を確保するためだけのものではなく、当事者双方が取引条件を確認し、共通の認識を持つための手段でもある。例えば、継続的な取引において、価格や納期などを将来的に変更する可能性がある場合には、変更の条件や協議の手続をあらかじめ定めておくことも考えられる。このように、契約内容を明確にすることと、状況に応じた柔軟な対応を可能にすることは、必ずしも相反するものではない。

また、すべての取引について詳細な契約書を作成する必要があるとは限らず、取引の規模や内容に応じて、基本契約書、個別契約書、発注書、注文請書などを適切に組み合わせる方法も考えられる。ただし、法令上、特定の書面や方式が求められる取引については、その要件を満たす必要がある。

取引が円滑に進んでいる段階であれば、双方が協力的な立場で条件を確認し、将来の問題を想定した規定についても協議しやすい。一方、問題が発生した後では、当事者間の利害が対立し、合意形成が難しくなる場合がある。

そのため、契約書の作成に一定の負担が生じるとしても、将来の紛争によって生じ得る損失や対応負担を考慮すれば、事前に取り引条件を整理しておくことには十分な意義がある。重要なのは、形式的に契約書を作成することではなく、取引の実態に応じて必要な事項を明確にしておくことである。

4. 契約書を適切に管理・運用するために

(1) 実際の取引内容に合わせた調整

契約書は、取引内容や当事者の立場に応じて、必要となる条項や注意すべき事項が異なる。例えば、商品売買契約では、納期、検収、代金支払、商品の不具合への対応などが重要となる一方、業務委託契約では、業務範囲、成果物の取扱い、秘密保持、契約終了時の対応などが重要となる。そのため、ひな型を利用する場合でも、取引内容に照らして不要な条項がないか、必要な事項が不足していないかを確認することが望ましい。

また、契約書を作成する担当者だけでなく、実際の取引に関与する営業、調達、経理、現場管理等の関係者から意見を確認することで、実務に即した内容に調整しやすくなる。例えば、納品条件については実際の物流や検収の流れを、支払条件については請求書の発行から支払いまでの社内手続を確認することで、実際の業務運用と整合した条項を定めやすくなる。

契約書の作成にあたっては、法的な観点に加えて、実際の業務運用との整合性を確保することも重要である。

(2) 定期的な確認と見直し

一度作成した契約書が、その後も継続して取引の実態に適合するとは限らない。事業内容や取引条件の変更、法令改正、取引先との関係の変化などにより、従来の契約条項を見直す必要が生じる場合がある。また、日々の業務の中で、取引先との認識の相違や契約書に規定されていない事項が明らかになることもある。

そのような場合には、問題を個別に解決するだけでなく、必要に応じて契約条項の修正や追加を検討することが有効である。特に、契約更新時や取引条件を変更する際は、契約内容と実際の運用に相違がないかを確認する良い機会となる。

また、契約書の保管場所や管理担当者を明確にし、契約期間、更新期限、変更履歴などを把握できるようにしておくことも重要である。契約書が作成されていても、必要なときに内容を確認できなければ、その役割を十分に果たすことは難しい。

契約書を一度作成して終わりとするのではなく、取引の実態に合わせて継続的に見直し、適切に管理することが、契約書の実効性を維持するうえで重要である。

(3) 社内外のリソースの活用

海外拠点では、人員が限られていることもあり、日常業務と並行して契約書の作成や管理に十分な時間を確保することが難しい場合もある。そのような場合には、まず取引の内容や重要性に応じて確認事項を整理し、社内で共通のひな型や確認手順を設けることが、業務負担の軽減につながる。

例えば、日常的に使用する売買契約書や業務委託契約書について、基本となるひな型を整備し、案件ごとに変更すべき事項や確認すべき条件を明確にしておくことが考えられる。また、重要性の高い契約や特殊な取引条件を含む契約については、必要に応じて日本本社の担当部門や外部専門家の意見を取り入れることも一つの方法である。契約書の作成・管理については、すべてを一度に整備しようとするのではなく、各社の事業規模や取引内容に応じた方法を選択し、継続的に運用できる体制を整えることが望ましい。

契約書は、紛争が生じた際にのみ利用するものではなく、日常の取引条件を明確にし、当事者間の円滑なコミュニケーションを支える役割も担っている。日々の取引を安定的に継続するためにも、この機会に、契約書が整備されていない取引がないか、現在使用している契約書が実際の取引内容に適合しているかなど、自社の契約書の整備状況や運用方法を確認してみてはいかがだろうか。

2026 年 9 月～10 月に発出された主な法令情報（9 月 14 日～10 月 18 日） / Major updates on Legislations in September ~ October 2026

Issue Date	Title	Issuing Ministry
14 September	Regulation of Minister of Maritime and Fisheries Number 11 of 2026 concerning the Organization and Work Procedures of the Technical Implementation Unit of Marine and Fisheries Training. 2026年海洋水産大臣規則第11号 海洋水産研修技術実施ユニットの組織及び業務手続に関する規則	The Minister of Maritime and Fisheries
14 September	Peraturan Menteri Kelautan dan Perikanan Nomor 12 Tahun 2026 Tentang Perubahan Atas Peraturan Menteri Kelautan dan Perikanan Nomor 88/permen-kp/2020 Tentang Organisasi dan Tata Kerja Sekolah Usaha Perikanan Menengah 2026年海洋水産大臣規則第12号 中等水産事業学校の組織及び業務手続に関する2020年海洋水産大臣規則第88号の改正に関する規則	The Minister of Maritime and Fisheries
16 September	Regulation of the Minister of Social Affairs Number 11 of 2026 concerning Prosperous Children's Parks 2026年社会大臣規則第11号 タマン・アナック・セジャテラ（児童福祉施設）に関する規則	The Ministry of Social Affairs
16 September	Regulation of the Minister of Law Number 15 of 2026 concerning Citizenship Services 2026年法務大臣規則第15号 国籍に関するサービスに関する規則	The Minister of Law

17 September	Regulation of the Minister of Industry of the Republic of Indonesia Number 24 of 2026 concerning Amendments to the Regulation of the Minister of Industry Number 9 of 2025 concerning the Implementation of Indonesian National Standards for Compulsory Tires 2026年工業大臣規則第24号 タイヤに対するインドネシア国家規格（SNI）の強制適用に関する2025年工業大臣規則第9号の改正に関する規則	The Minister of Industry
17 September	Regulation of the Minister of Industry Number 25 of 2026 concerning Amendments to the Regulation of the Minister of Industry Number 11 of 2025 concerning the Mandatory Implementation of Indonesian National Standards for Nitrogen, Phosphorus, and Potassium Solid Fertilizers 2026年工業大臣規則第25号 窒素・リン・カリウム（NPK）固形肥料に対するインドネシア国家規格（SNI）の強制適用に関する2025年工業大臣規則第11号の改正に関する規則	The Minister of Industry
17 September	Regulation of the Coordinating Minister for Infrastructure and Regional Development Number 7 of 2026 concerning Synchronization and Coordination of Integrated Slum Handling 2026年インフラ・地域開発担当調整大臣規則第7号 スラム居住地区の総合的対策に関する政策の整合及び調整に関する規則	The Coordinating Minister for Infrastructure and Regional Development
17 September	Registration of The Minister of Villages and Development and Disadvantaged Region Number 5 Tahun 2026 concerning One Data on Village Sector and Development of Disadvantaged Regions 2026年村落・後進地域開発大臣規則第5号 村落及び後進地域開発分野における統一データに関する規則	The Minister of Village and Development and Disadvantaged Regions
17 September	Regulation of the Minister of Villages and Development of Disadvantaged Regions Number 6 of 2026 concerning Protocols within the Ministry of Villages and Development of Disadvantaged Regions 2026年村落・後進地域開発大臣規則第6号 村落・後進地域開発省における儀典に関する規則	the Minister of Villages and Development of Disadvantaged Regions
23 September	Regulation of the Minister of Villages and Development of Disadvantaged Regions Number 7 of 2026 concerning Acting Officials and Officials Performing Temporary Duties within the Ministry of Villages and Development of Disadvantaged Regions. 2026年村落・後進地域開発大臣規則第7号 村落・後進地域開発省における日常職務代行者及び臨時職務代行者に関する規則	The Minister of Villages and Development and Disadvantaged Regions
28 September	Regulation of the Minister of Immigration and Corrections Number 14 of 2026 concerning the Code of Ethics and Code of Conduct for State Civil Apparatus Employees 2026年出入国管理・矯正大臣規則第14号 国家公務員の倫理規範及び行動規範に関する規則	The Minister of Immigration and Corrections
24 September	Regulation of the Minister of Foreign Affairs Number 3 of 2026 concerning the Revocation of the Regulation of the Minister of Foreign Affairs Number 06/A/KP/IV/2007/01 concerning the Consideration Board of Positions, Ranks, and Professions of the Ministry of Foreign Affairs 外務省の職位、階級及び専門職に関する審議機関について定めた2007年外務大臣規則第06/A/KP/IV/2007/01号の廃止に関する規則	The Minister of Foreign Affairs

29 September	Regulation of the Minister of Finance Number 71 of 2026 concerning Amendments to Regulation of the Minister of Finance Number 118 of 2024 concerning Procedures for Correction, Objection, Reduction, Abolition, and Cancellation in the Field of Taxation 税務分野における訂正、異議申立て、減額、抹消及び取消しの手続に関する2024年財務大臣規則第118号の改正に関する規則	The Minister of Finance
29 September	Regulation of the Minister of Micro, Small and Medium Enterprises Number 5 of 2026 concerning the Organization and Work Procedures of Micro, Small and Medium Enterprises Marketing Service Institutions 2026年零細・中小企業大臣規則第5号 零細・中小企業向けマーケティングサービス機関の組織及び業務手続に関する規則	The Minister of Micro, Small and Medium Enterprises
1 October	Regulation Of The Minister Of Finance Of The Republic Of Indonesia Number 72 Of 2026 Concerning Amendments To The Regulation Of The Minister Of Finance Number 179/PMK.05/2017 Concerning Accounting And Financial Reporting Systems For Loan Management 2026年財務大臣規則第72号 貸付金供与の管理に係る会計及び財務報告制度に関する2017年財務大臣規則第179/PMK. 05/2017号の改正に関する規則	The Minister of Finance
12 October	Regulation of the Minister of Trade of the Republic of Indonesia Number 25 of 2026 concerning Technical Guidelines for Conflict of Interest Management within the Ministry of Trade 2026年商業大臣規則第25号 商業省における利益相反管理の技術指針に関する規則	The Minister of Trade
12 October	Regulation of the Minister of Finance Number 75 of 2026 concerning Amendments to Regulation of the Minister of Finance Number 85 of 2023 concerning Types and Tariffs of Types of Non-Tax Non-Tax State Revenues That Apply to the Ministry of Agriculture 2026年財務大臣規則第75号 農業省に適用される変動性のある税外国家収入の種類及び料金に関する2023年財務大臣規則第85号の改正に関する規則	The Minister of Finance
12 October	Regulation of the Minister of Agriculture Number 18 of 2026 concerning Procedures for Carbon Trading Through Offset Greenhouse Gas Emissions in the Agricultural Sector 2026年農業大臣規則第18号 農業分野における温室効果ガス排出量のオフセットを通じたカーボン取引の手続に関する規則	The Minister of Agriculture
13 October	Regulation of the Minister of Public Works Number 19 of 2026 concerning Legal Advocacy Services 2026年公共事業大臣規則第19号 法的支援サービスに関する規則	The Minister of Public Works
15 October	Regulation of the Minister of Agriculture Number 19 of 2026 concerning the Second Amendment to the Regulation of the Minister of Agriculture Number 02 of 2025 concerning the Organization and Work Procedures of the Ministry of Agriculture 2026年農業大臣規則第19号 農業省の組織及び業務手続に関する2025年農業大臣規則第2号の第2次改正に関する規則	the Minister of Agriculture

18 October	Regulation of the Minister of Trade Number 24 of 2026 concerning the Second Amendment to the Regulation of the Minister of Trade Number 08/m-dag/per/4/2011 concerning the Organization and Work Procedures of the Indonesian Trade and Economic Office in Taipei 2026年商業大臣規則第24号 台北インドネシア貿易経済事務所の組織及び業務手続に関する2011年商業大臣規則第08/M-DAG/PER/4/2011号の第2次改正に関する規則	The Minister of Trade
---------------	--	-----------------------

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 現地法人、駐在員事務所を設立したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

インドネシアでは、毎年10月28日を「青年の誓いの日」として記念しています。

当時オランダの植民地支配下にあったインドネシアで、1028年10月27日から28日にかけて、第2回青年会議が開催されました。当時はJong Java（ジャワ青年団）など、地域別に形成された青年組織が各地に存在するのみでインドネシアを統一する組織は形成されていなかったところ、各地から集まった青年たちは、地域や民族の違いを超え、「一つの祖国、一つの民族、統一の言語としてのインドネシア語」という理念を掲げました。そして、この会議では後にインドネシア国家となる「インドネシア・ラヤ」が作曲家のW.R スプラットマンによってバイオリンで演奏されたと言われます。

この青年の誓いは、その後の独立運動における団結の象徴となり、重要な歴史的出来事として現在も受け継がれています。この青年会議が開催された建物は「青年の誓い博物館」として中央ジャカルタに残されており、青年会議の歴史を学べる場所となっています。



青年の誓い博物館
Museum Sumpah Pemuda

本稿は、2026 年 10 月 23 日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal
Sudirman No.Kav. 3,
Email: marikok@tnygroup.biz
URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP



LinkdIn